



千葉県我孫子市
市長 福嶋 浩彦 様

石洗広推第06-25号
平成18年11月27日

日本石鹼洗剤工業会
会長 藤重 貞慶



**『我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例』の廃止に
係る要請について（回答）」への問合せ
【公開質問状】**

拝復 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当工業会より本年5月24日付にて送付いたしました『我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例』の廃止に係る要請（石洗広推第06-11号）につきまして、7月10日付環商第33号にて回答いただき、ありがとうございました。

さて、貴市条例については、「合成洗剤は『手賀沼及び生活環境の汚染の原因といわれ、人体への影響も懸念されている』との前提に立ち、合成洗剤を石けんに切り替える施策に結び付けています。このことは「科学的根拠に基づかない」施策であること。また、消費者基本法 第2条(基本理念)の「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会」の阻害につながることは、5月24日付要請文に記したとおりです。

しかしながら、貴市回答は「合成洗剤の安全性が確実に証明されるまで、より安全であると考えられる石けんの利用を今後も推進していきますので、条例は廃止しません」とされています。これは、当工業会の要請の意図を理解したものとわれません。

このため当工業会では、要請の意図を理解していただこうと考え、貴市商工課長と9月20日に面談の約束をさせていただきましたが、その後理由不明のまま突然、貴市から面談拒絶の連絡を受けました。

当工業会では、面談を拒絶された真意が不明なこと、および貴市の回答内容に理解できない点があることから再度、同条例廃止を要請するとともに、下記のとおり質問いたします。お手数ですが書面にてご回答ください。

敬 具

記

1. 貴市の同条例は消費者基本法 第2条(基本理念)に明記されている“消費者の自主的かつ合理的な選択の機会”の阻害につながるおそれがあること。さらに科学的根拠に基づかない前提とした施策であることから、あらためて同条例廃止を要請いたします。
2. 貴市回答の「安全性が確実に証明される」とは、どのような手法で実施した結果をもって判断されるものかご説明ください。
3. 「安全性」については、「リスク評価」によって判断されることが国際的な認識です。貴市は、これについて異なった認識をお持ちのようですが、その根拠を明示してください。
4. 貴市は「安全性が確実に証明される」ことを要求されていますが、それは合成洗剤だけへの要求なのか、あるいはそれ以外もすべて同様なのかお知らせください。前者である場合はその理由を、後者である場合は、過去に他のどのような物質について「安全性が確実に証明される」ことを要求されたのか、具体的に例を挙げてその経緯をご説明ください。
5. 本年9月20日の面談予約を、貴市は突然取り消されましたが、その理由説明を求めます。当工業会はお互いの理解を進めていくためにも、今後とも話し合いを実施したいと考えています。貴市のお考えをお示しください。

以上、勝手ではございますが、12月27日までにご回答ください。
ご回答がそれ以降になる場合は、予めご回答期日をお知らせ願います。

添付資料

1. 我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例（昭和56年3月30日 条例第14号）
2. 「我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例」の廃止に係わる要請
（当工業会 平成18年5月24日付 石洗広推第06-11号）
3. 「我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例」の廃止に係わる要請について(回答)
（貴市 平成18年7月10日付 環商第33号）